

産業技術短期大学障害学生支援の基本方針

障害学生支援の基本姿勢

本学は、「鉄鋼業並びにその関連産業はもとより、広くその他の産業界等の将来を担うる学力と識見を備えた技術者を育成する」という建学の精神を実現するため、障害の有無に関わらず全学生がその能力を最大限に発揮できるよう環境を整備・推進していきます。

障害学生支援の基本方針

(1) 機会の確保

障害を理由に修学を断念することのないよう、本学に在籍するすべての学生に公平な条件のもとで安心して学べる機会の確保に努めます。

(2) 支援の対象・範囲

支援の対象は、本学に在籍する学生(科目等履修生、研究生等を含む)及び入学志願者で、心身の機能に障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者としてします。支援の範囲は、入学試験、入学から卒業までの修学及び進学・就職活動等としてします。

(3) 合理的配慮

本学は、障害のある学生本人(必要に応じて保護者)から、学生生活における支援の相談があった場合、「障害者差別解消法」の基本理念に基づき、学生本人(必要に応じて保護者)と大学関係者間において調整を行い、可能な限り合意形成・共通理解を図ったうえで必要な合理的配慮を行います。

なお、ここで言う合理的配慮とは、本学がその必要を認め、かつその実施に伴う負担が本学にとって過重でない範囲のものとしてします。

(4) 修学支援等

修学支援は、教育の質の維持を保證する範囲において調整を行い、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価等における配慮を行います。

(5) 支援体制

障害のある学生の所属学科、関係部署等が緊密に連携し、すべての教職員の協働によって、障害学生支援のための体制の整備に努めます。

(6) 施設・設備

障害のある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送ることのできる教育環境づくりに努めます。

(7) 情報公開と個人情報保護

本学は、障害のある学生への支援を通して教育力の向上を目指すため、大学全体として教職員と学生への意識啓発と情報発信を行います。

本学の支援者は、支援を行ううえで知り得た障害のある学生の個人情報を適切に管理し、第三者への開示が必要な場合には、本人の同意を得るものとしてします。